別表第三(第五十四条、第五十五条関係)

別表第三(第五十四条		てはよりフェーンエー かったてってい
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一 別表第一の一の 項のイからへまで に該当する対象事 業	道路の長さ	道路の長さが二十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。) の位置	修正前の対象事業実施区域から百メート ル以上離れた区域が新たに対象事業実施 区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
二 別表第一の一の 項のトからヌまで に該当する対象事 業	農道又は林道の長さ	農道又は林道の長さが二十パーセント以 上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
	農道又は林道の設計の基礎となる 自動車の速度	農道又は林道の設計の基礎となる自動車 の速度が増加しないこと。
三 別表第一の二の 項のイに該当する 対象事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修正 前の貯水面積の二十パーセント未満であ ること。
	コンクリートダム又はフィルダム の別	
四 別表第一の二の 項の口に該当する 対象事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が 修正前の当該区域の面積の二十パーセン ト未満であること。
五 別表第一の二の 項のハ又はニに該 当する対象事業	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の二十パーセント未満であること。
	固定堰(せき)又は可動堰(せき)の 別	
六 別表第一の三の 項のイ又は口に該	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しな いこと。
当する対象事業	本線路施設区域(別表第一の三の項 に該当する対象事業が実施される べき区域から車庫又は車両検査修 繕施設の区域を除いたものをいう。 以下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル 以上離れた区域が新たに本線路施設区域 とならないこと。
	本線路(一の停車場に係るものを除 く。以下同じ。)の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車 の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高 速度が地上の部分において十キロメート ル毎時を超えて増加しないこと。
項のハ又はニに該	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しな いこと。
当する対象事業	本線路施設区域の位置	修正前の本線路施設区域から百メートル

		以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車 両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最 高速度が地上の部分において十キロメー トル毎時を超えて増加しないこと。
八 別表第一の四の 項に該当する対象 事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる 部分の面積が十ヘクタール未満であるこ と。
九 別表第一の五の 項のイ又は口に該 当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
	原動力について、汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせ たものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池 又はその他のものの別	
項のハ又はニに該	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
十一 別表第一の五 の項のホ又はへに 該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積 が修正前の当該区域の面積の二十パーセ ント未満であること。
	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる部分の面積が修正前の湛(たん)水面積の二十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィ ルダムの別	
十二 別表第一の五 の項のト又はチに 該当する対象事業	送電線路の電圧	電圧が増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から百メート ル以上離れた区域が新たに対象事業実施 区域とならないこと。
十三 別表第一の五 の項のリに該当す	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正 前の施行区域の面積の十パーセント未満

る対象事業		であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
十四 別表第一の六 の項のイ又はロに 該当する対象事業	一時間当たりの排ガス量又は一日 当たりの排水量	一時間当たりの排ガス量又は一日当たり の排水量が十パーセント以上増加しない こと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
十五 別表第一の七 の項のイ又はロに 該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が 修正前の埋立処分場所の面積の二十パー セント未満であること。
	廃棄物処理法施行令第七条第十四 号イに規定する産業廃棄物の最終 処分場、同号ロに規定する産業廃棄 物の最終処分場又は一般廃棄物若 しくは同号ハに規定する産業廃棄 物の最終処分場の別	
の項の口からへま	一時間当たり又は一日当たりの処 理能力	一時間当たり又は一日当たりの処理能力 が、十パーセント以上増加しないこと。
でに該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
十七 別表第一の八 の項に該当する対 象事業	飼育する牛若しくは豚の頭数又は 飼養する鶏の羽数	飼育する牛若しくは豚の頭数又は飼養す る鶏の羽数が十パーセント以上増加しな いこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
の項に該当する対	建築物の高さ又は延べ面積	建築物の高さ又は延べ面積が十パーセン ト以上増加しないこと。
象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
十九 別表第一の十 の項から二十四の 項まで又は二十六 の項から二十八の 項までに該当する 対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、十へクタール未満であること。
二十 別表第一の二 十五の項に該当す る対象事業	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が修正前の 敷地の面積の十パーセント未満であり、か つ、十へクタール未満であること。

別表第四(第五十八条、附則第二項関係)

<u> </u>	· 附則第二項関係)	
対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一 別表第一の一の項 のイからへまでに該	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メート ル以上離れた区域が新たに対象事業実施 区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは 高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又 はその構造の別が連続した千メートル以 上の区間において変更しないこと。
二 別表第一の一の項 のトからヌまでに該	農道又は林道の長さ	農道又は林道の長さが十パーセント以上 増加しないこと。
当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。
	農道又は林道の設計の基礎となる 自動車の速度	農道又は林道の設計の基礎となる自動車 の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
三 別表第一の二の項 のイに該当する対象 事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更 前の貯水面積の十パーセント未満である こと。
	コンクリートダム又はフィルダム の別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百五十 メートル以上離れた区域が新たに対象事 業実施区域とならないこと。
四 別表第一の二の項 のロに該当する対象 事業	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が 変更前の当該区域の面積の十パーセント 未満であること。
五 別表第一の二の項 のハ又はニに該当す る対象事業	湛(たん)水区域の位置	新たに湛(たん)水区域となる部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の十パーセント未満であること。
	固定堰(せき)又は可動堰(せき)の 別	
	堰(せき)の位置	堰(せき)の両端のいずれかが三百五十メ ートル以上移動しないこと。
六 別表第一の三の項 のイ又は口に該当す	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
る対象事業	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。

		NAME OF THE OWNER OW
	鉄道施設の設計の基礎となる列車 の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高 速度が地上の部分において十キロメート ル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは 高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又 はその構造の別が連続した千メートル以 上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域 の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積 が五へクタール以上増加しないこと。
七 別表第一の三の項のハ又は二に該当す	軌道の長さ	軌道の長さが十パーセント以上増加しな いこと。
る対象事業	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車 両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最 高速度が地上の部分において十キロメー トル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは 高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又 はその構造の別が連続した千メートル以 上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域 の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積 が五へクタール以上増加しないこと。
八 別表第一の四の項 に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが十パーセント以上増加し ないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる 部分の面積が十ヘクタール以上増加しな いこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百五十 メートル以上離れた区域が新たに対象事 業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令(昭和四十二年政令第二百八十四号)第六条の規定を適用した場合における同条の値が七十五以上となる区域をいう。)から三百五十メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
九 別表第一の五の項 のイ又は口に該当す る対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実 施区域とならないこと。

	原動力について、汽力、ガスタービ	
	ン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却 池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加 しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上 増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の 別	
	放水路の位置	放水路の位置が百メートル以上移動しないこと。
十 別表第一の五の項 のハ又はニに該当す	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
る対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少し ないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動 しないこと。
項のホ又はへに該当	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセン ト以上増加しないこと。
する対象事業	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積 が変更前の当該区域の面積の十パーセン ト未満であること。
	堰(せき)の湛(たん)水区域の位置	新たに堰(せき)の湛(たん)水区域となる 部分の面積が変更前の湛(たん)水面積の 十パーセント未満であり、又は一ヘクター ル未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィ ルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百五十 メートル以上離れた区域が新たに対象事 業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更 前の減水区間の二十パーセント未満であ り、又は百メートル未満であること。
十二 別表第一の五の	送電線路の電圧	電圧が増加しないこと。
項のト又はチに該当 する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メート ル以上離れた区域が新たに対象事業実施 区域とならないこと。
十三 別表第一の五の	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更

	<u> </u>	1
項のリに該当する対 象事業		前の施行区域の面積の十パーセント未満 であり、かつ、十ヘクタール未満であること。
	一時間当たりの排ガス量又は一日	一時間当たりの排ガス量又は一日当たり
項のイ又は口に該当	当たりの排水量	の排水量が十パーセント以上増加しない
する対象事業		こと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メー
		トル以上離れた区域が新たに対象事業実
		施区域とならないこと。
	押さ加入担託の広署	
十五 別表第一の七の	埋立処分場所の位直 	新たに埋立処分場所となる部分の面積が
項のイ又は口に該当		変更前の埋立処分場所の面積の十パーセ
する対象事業		ント未満であること。
	廃棄物処理法施行令第七条第十四	
	号イに規定する産業廃棄物の最終	
	処分場、同号口に規定する産業廃	
	棄物の最終処分場又は一般廃棄物	
	若しくは同号ハに規定する産業廃	
	棄物の最終処分場の別	
十六 別表第一の七の	一時間当たり又は一日当たりの処	一時間当たり又は一日当たりの処理能力
項の口からへまでに		が、十パーセント以上増加しないこと。
該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メー
151 1 5 5 7 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5 1 5		
		トル以上離れた区域が新たに対象事業実
		施区域とならないこと。
	飼育する牛若しくは豚の頭数又は	飼育する牛若しくは豚の頭数又は飼養す
項に該当する対象事	飼養する鶏の羽数	る鶏の羽数が十パーセント以上増加しな
業		いこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メー
		トル以上離れた区域が新たに対象事業実
		施区域とならないこと。
十八 別表第一の九の	建築物の高さ又は延べ面積	建築物の高さ又は延べ面積が十パーセン
項に該当する対象事		ト以上増加しないこと。
業		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メー
		トル以上離れた区域が新たに対象事業実
		施区域とならないこと。
十九 別表第一の十の	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更
項から二十四の項ま		前の施行区域の面積の十パーセント未満
で又は二十六の項か		であり、かつ、十ヘクタール未満であるこ
ら二十八の項までに		と。
該当する対象事業		
二十 別表第一の二十	敷地の位置	新たに敷地となる部分の面積が変更前の
五の項に該当する対		敷地の面積の十パーセント未満であり、か
象事業		つ、十ヘクタール未満であること。
L	1	<u>-</u>